

申請書チェックリスト

No.	チェック項目	確認
1	登録業者が、住宅リフォーム支援事業の内容（申請者・建物・登録業者要件、補助対象工事等）について、申請者へ説明し、申請者が十分に理解・同意したうえで住宅リフォーム支援事業補助金交付申請書の作成を行っていますか	☐
2	申請窓口では、全ての書類が添付されているかの確認のみであり、実際の申請内容の査定はその後に行います。そのため、申請内容に不備ある場合など、却下となることがあることを承諾していますか	☐
3	市の査定により、補助対象額が記載した額と変わる場合があることを申請者及び施工業者とも理解していますか	☐
4	本申請に必要な添付書類は全てそろっていますか また、添付書類から申請用紙に間違いなく転記しましたか ※全部事項証明書（建物）が取得できない場合などは、登録後に申請をしてください。	☐
5	申請書の押印漏れはありませんか（シャチハタ不可） ①申請書表面申請者氏名欄 ②申請書表面捨印 ③申請書裏面委任欄	☐
6	申請者が補助金を太田市デジタル金券（OTACO）で交付されることに承諾していますか ※OTACOでの交付には事前にアプリの登録か磁気カードの用意が必要となります。	☐
7	住宅の種別を、次のとおり確認しましたか ①「一戸建て住宅」または「集合住宅」を選択してください ②一戸建て住宅の場合、住宅のみの「専用住宅」または店舗等を併用している「併用住宅」のどちらかを選択してください	☐
8	住宅専有割合を次のとおり確認しましたか ①現状が住宅部分のみの工事の場合、100%と記入してください ・集合住宅であっても専有部分のみの工事 ・現状が併用住宅であっても住宅部分のみの工事（例：畳交換・襖の貼り換え等） ②次の場合、改修図（単線図でもよい）等に根拠（計算式と住宅専有割合）を示し、その%を小数点以下切捨てて記入してください。又、改修図等に工事内容も記入し添付してください ・住宅部分と非住宅部分（営利目的部分、共用部分、店舗等）を同時に行う工事	☐
9	工事完了日から15日以内または2月末日までのいずれか早い日に完了報告書の提出が必要なことを申請者及び登録業者とも理解していますか	☐
10	過去5年度の住宅リフォーム補助金受給の有無について、申請者に確認しましたか	☐
11	他の補助金の利用の有無について、申請者に確認しましたか	☐
12	住宅火災警報器設置状況について確認を行いましたか。また、完了報告時に設置が証明できないときは、補助対象外となることを申請者及び登録施工業者とも理解していますか <u>※現状設置「あり」・「なし」に関らず、設置すべき箇所の写真を提出してください</u>	☐
13	屋根や外壁塗装等の工事で、施工前と施工後の状況の変化が乏しく、写真により確認が困難な場合は施工中の写真を提出してもらうことがあります。また、工事箇所・内容等の都合により、施工前の写真が申請書提出時に添付できない場合は、撮影が可能になり次第、提出していただきます。	☐
14	申請書の提出について、申請者が施工業者に委任したか確認してください また、本補助金査定のために申請者の状況等の確認を市が行うことへの同意もされているか確認してください ※申請者の直筆にて住所、氏名を記入、押印（シャチハタは不可）がされていますか	☐
15	工事代金の支払いは銀行振込（インターネットバンキング可）となることを説明し、了承してもらっていますか。 <u>また、現金での支払いの場合は補助金が支払われないことを説明し、了承してもらっていますか。</u>	☐
16	本申請書の市の査定で、疑義、不備が判明した場合、速やかに補正を行います また、この申請書に不正がないことを保証します	☐